

環境倫理学の視点の海洋教育への適用可能性 海洋政策文化学科における初年次教育を一事例として

著者	萩原 優騎
雑誌名	東京海洋大学研究報告
巻	15
ページ	4-16
発行年	2019-02-28
URL	http://id.nii.ac.jp/1342/00001656/

[論文]

環境倫理学の視点の海洋教育への適用可能性 —海洋政策文化学科における初年次教育を一事例として—

萩原 優騎*

(Accepted November 30, 2018)

A Possibility to Apply the Views of Environmental Ethics to Marine Education: The First-Year Experience in the Undergraduate Course of Marine Policy and Culture as a Case Study

Yuki HAGIWARA*

Abstract: The purpose of this paper is to consider a possibility to apply the views of environmental ethics to marine education. Traditional environmental ethics whose basis is European thought mainly focuses on the values and the ways of decision-making to solve global environmental problems. On the contrary, some ethicists in Japan make much of a diversity of the relationships between nature and human beings. They analyze a character of community focusing on its socio-economic aspects and cultural-spiritual aspects. Both approaches are necessary because many environmental problems in the contemporary society are “glocal,” that is, global dimensions and local dimensions are complexly intertwined. Such a view is also important in marine education. Not only global and local dimensions but also their relationships should be clarified in seeking the ways to coexist with marine environment. The views of environmental ethics can function as a frame of reference to reconsider the basic ideas and the main tasks of marine education from now on.

Key words: environmental ethics, marine education, global, local, learning, frame of reference

第一章 はじめに

東京海洋大学海洋生命科学部海洋政策文化学科の1年次の必修科目の一つに、「海洋政策文化入門」がある。同学科で行われている教育・研究の概要を受講者が理解し、自身の研究テーマを見つける手がかりとすることを目的に、学科教員によるオムニバス形式での講義が行われる。それぞれの教員が担当する講義は1回ずつであり、各回の内容及び担当教員は、年度によって変更になる場合もある。筆者は、この科目にて「海と人との関係を考えるための倫理学の視点」と題する講義を、2016年度より毎年度担当している。7月に同大学の「水圏科学フィールド教育研究センター館山ステーション」(千葉県館山市)で実施される臨海実習を終えた後に、筆者による講義が行われる。受講者が実習にて学んだり体験したりした事柄について、「環境倫理学 (environmental ethics)」の視点から論点の整理を図ることを、講義の課題として設定している。なお、館山での臨海実習は、1年次の必修科目である「フレッシュマンセミナー」の一環として行われ

るものであり、4月には乗船実習も実施される。

本稿では、筆者が担当する上記の講義を事例として、環境倫理学の視点に基づく初年次教育の可能性を、「海洋教育 (marine education)」との関連で論じることを目的とする。最初に、考察の前提となる、本稿にて採用する「環境倫理学」及び「海洋教育」の定義、そしてそれらの概要を記す。次に、筆者が担当する講義にて扱う、環境倫理学の「グローバル型」の議論と「ローカル型」の議論について、それらの主要な論点や両者の関係を確認する。また、こうした問題設定において何が明らかになるのかということや、あわせて検討する。続いて、上述の観点から館山での臨海実習の内容をどのように整理できるのかということや、その整理作業を初年次教育の一環として行うことにはどのような意図があるのかということや、それを述べる。最後に、以上の考察から見えてきたことを総括し、環境倫理学の視点を海洋教育に適用することの意義、その適用を図る過程で視野に入れなければならない課題に言及する。

* Department of Marine Policy and Culture, Tokyo University of Marine Science and Technology (TUMSAT), 4-5-7, Konan, Minato-ku, Tokyo, 108-8477, Japan (東京海洋大学学術研究院海洋政策文化学科部門)

第二章 考察の背景

1. 環境倫理学とは

自然とは何か、自然と人間との関係はどのようなものであるのかといったことを考察の対象とする思想は、世界各地に古くから存在する。一方、本稿で扱う「環境倫理学」は、20世紀後半に欧米で成立した学問である。1960年代から70年代にかけて、科学技術の発展に伴って生じた諸問題に対する批判的な視点が各種の学問領域において、また、社会運動などを通じて提起された。1972年には、スウェーデンのストックホルムにて「国際連合人間環境会議」が開催された。このような状況で、「自然保護 (conservation)」から「環境主義 (environmentalism)」へ、という思想上の転換が生じたのであり、それは「人間中心主義 (anthropocentrism)」からの脱却を主要な課題とするものであった¹⁾。また、環境破壊が地球規模になりつつあること、その影響が未来にまで及ぶ可能性があると考えられることから、環境問題は各国の共通課題であるという認識が共有されていった。

これらの変化の過程で、倫理学の領域においては、従来の議論だけでは環境問題を扱うには不十分であるという認識が共有されていった。それまでの倫理学の研究には、過去の時代の思想家たちの思索を基礎として展開されるものが多かった。しかし、これらの思想家たちが生きていた時代には、地球規模の環境問題や、その原因となった大規模な科学技術は存在していなかった。それゆえ、従来の倫理学の議論だけに依拠して、現代社会が直面する諸問題を十分に検討することはできない。そのような認識から、現代社会に特有な状況と、そこで生じている課題を対象として行われる倫理学の研究は、「応用倫理学 (applied ethics)」と呼ばれるようになった。ただし、それは従来の倫理学の否定であったり、これまでの議論を無批判に前提としたりするものではない。従来の議論を基礎としつつ、「どのような原理の応用だと見なせばよいのか」ということを研究するのが応用倫理学であるとされ、環境倫理学はその一分野と見なされている²⁾。

もちろん、環境倫理学を応用倫理学の一分野と見なすことは、決して自明ではない。この点をめぐって、批判や疑問が少なからず提起されてきた。また、応用倫理学の定義や意義についても、研究者の見解は一様ではない。しかし、20世紀の後半の欧米を中心として、応用倫理学としての環境倫理学の研究が深められていったということは間違いないだろう。それは別の観点から見れば、このような環境倫理学は、欧米の自然観、思想的・文化的・社会的文脈を前提としているということでもある³⁾。例えば、先述した人間中心主義からの脱却という課題は、ユダヤ・キリスト教的な価値観を問い直すという文脈において展開された議論である⁴⁾。その意味で、こうした

議論は、時代的にも地理的にも一定の制約条件の下で成立したものであると言える。

やがて、環境倫理学の研究は世界各地で展開されるようになった。日本では、1990年代の初めに環境倫理学の議論が本格的に導入された。そのきっかけとなったのは、1991年に刊行された加藤尚武の著作『環境倫理学のすすめ』である。加藤は、環境倫理学が必要とされる状況を次のように記している。「技術は一般に選択可能性の幅を広げる。倫理とは選択可能なものなかから最善のものを選択する方法である。技術が選択の幅を拡張すればするほど、倫理問題は多くなる。しかし、もっとも効果的で犠牲のすくない措置が、つねに技術的に可能であるとは限らない。その時には、最善ではない選択肢の間の倫理的選択が必要になる」⁵⁾。同書は、欧米の環境倫理学の主要な論点であると加藤が理解する事柄を中心に執筆されている。それは、欧米の議論の紹介という形で、日本に環境倫理学が導入されたということでもある。

その後、日本においても、欧米の環境倫理学の視点を必ずしも自明の前提としない研究活動が展開されていった。欧米の環境倫理学の議論が地球規模の共通課題への取り組みを主眼としているのに対し、日本で展開されてきた研究には、それぞれの地域の個性や多様性を重視したものもある。そのような研究の一つは、「環境社会学 (sociology of environment)」や「環境民俗学 (environmental folklore)」の知見を取り入れた、フィールドワーク型の研究である。「風景」や「風土」といった観点から、ローカリティに焦点を合わせた研究もある。これらの研究では、欧米の環境倫理学の主要な問いであった人間中心主義は、必ずしも主題になっていない。むしろ、「人間中心主義か非人間中心主義か」という二者択一というよりは、それぞれの地域における自然と人間との関係に注目した研究が多い。ローカリティを重視した研究を主導してきた鬼頭秀一は、そのことを以下のように表現する。「自然を守るということは、単に自然そのものに固有な価値があるというのではなく、地域における人間と自然とのかかわりあいそのものを守るということに近い」⁶⁾。

2. 海洋教育の一つの定義

続いて、本稿で扱う「海洋教育」とはどのようなものを指すのかということ述べる。筆者はこの分野の門外漢であり、海洋教育全般に精通しているとは言いがたい。また、一口に「海洋教育」といっても、その定義は様々であり、この分野に関わる研究者の認識も一致しているわけではない。これらの事情を背景としつつ、本稿では海洋教育について、田中智志による以下の定義を暫定的に採用することにした。それは、「海洋についてのたんなる知識技能を伝授することではなく、人が『海とともに生きる』ために必要な知識技能、そして思考力、判断力、

表現力を教える者と学ぶ者がともに学び合うことを意味する。いいかえれば、海洋教育とは、教える者も学ぶ者も、人が人として『海とともに生きる』とはどういうことなのかと問い、あるべきその姿を、海洋に関する諸事実を極める自然科学的な知見、海洋の利用活用を考究する政策科学的な知見に支えられつつ、ともに探究し続けることである⁷⁾。つまり、ここで言う「海洋教育」とは、海洋についての特定の専門的な知識や技術の習得のみを指すのではない。「海とともに生きる」とはどのようなことなのかという問いを中心として、海と人間との関係の在り方についての総合的な視点の獲得をも目的とした教育実践の総体であると言えよう。

「海とともに生きる」ということは、海洋教育の基礎理念であると田中は論じる。それは、海洋教育の目標・意義として掲げられる、以下の六つの項目の前提でもあるという。すなわち、「海に関する災害の予防」、「海洋という国土の保全」、「海洋資源の利用活用」、「海洋産業（水産業）の育成」、「海洋環境の整備・海洋生態系の保全」、「海洋に関する文化・芸術の育成」である⁸⁾。このような定義に基づく田中の考察は、「初等・中等教育段階における海洋に関する教育」を念頭に置いたものであるというが、それを他の教育段階にも適用する可能性は考慮されてよいだろう⁹⁾。もちろん、「海洋政策文化入門」ならびに館山での臨海実習が「海洋教育」であると言えるか否かという点については、判断が分かれるかもしれない。「海洋教育」の定義が本稿で採用したものと必ずしも合致するとは限らないことや、「海洋政策文化入門」及び臨海実習の内容が年度によって、また、担当教員によって異なることなどが、判断が分かれ得る理由として考えられる。また、後述するように、田中の議論に全面的に同意できるというわけでもない。それにもかかわらず、本稿での考察の手がかりとして田中の定義を暫定的に採用することには、以下に示す三つの意義があると考えられる。

一つは、「海洋政策文化入門」ならびに臨海実習の目的と重なる部分が、上記の定義にはあると思われることである。これらの科目は、大学に入学したばかりの受講者を対象としている。すなわち、海洋に関わる専門的な知見を必ずしも前提としているわけではなく、むしろ、海洋についての十分な知識を持たない受講者が、これから大学での専門的な研究を行うに際して必要となる様々な視点や研究手法を学ぶことが課題となっている。すなわち、これらの科目は、海洋に関わる専門的な知識や技術を深く学ぶためのものというよりは、受講者がそれらの概要を把握することを通じて、海に関わる研究への視野を広げ、問題関心を深める機会を提供することが主眼である。このことは、先述した海洋教育と問題意識を共有する部分があると言えよう。また、「海とともに生きる」と田中が表現している事柄は、海洋政策文化学科において、「海と人との共生」、「海・人・社会の望ましい在り方

といった表現を用いて行われている教育・研究の一側面でもある。「海洋政策文化入門」や館山での臨海実習では、「海とともに生きる」とはどのようなことなのかということが、様々な観点から受講者に問いかけられる。

次に、田中が挙げる「海洋教育カリキュラムの二つのタイプ」に注目したい。ここで言う海洋教育は、主として二つのタイプに分けられるという。一つは「言葉（間接的経験）」を通じて学ぶ「文献中心のタイプ」であり、もう一つは「さまざまな個別教科を結びつけ」た「活動中心のタイプ」である¹⁰⁾。後者の中心にあるのは、「課題・問題を設定し、協同的かつ探究的にそれを達成・解決してゆく学習活動」としての「プロジェクト活動（project activity / project-based learning）」である¹¹⁾。「海洋政策文化入門」は、担当教員がそれぞれの研究領域の知見を講義するという点で、「文献中心のタイプ」と言えるだろう。ただし、各回の講義内容が無関係に併存するのではなく、それらの相互関係をも受講者が学べるように配慮がなされているという点では、それぞれの領域の視点を結びつける「活動中心のタイプ」の特徴も有している。館山での臨海実習にも、二つのタイプの特徴が見られる。館山市、漁業協同組合、鴨川シーワールドなどの関係者の講義を通じた学習は、「文献中心のタイプ」に近い。これらの訪問先の見学や関係者へのインタビューに基づいて行われる班別のプレゼンテーション及びレポート作成は、「プロジェクト活動」に基づく「活動中心のタイプ」に当てはまるだろう。このように、田中が海洋教育の実践において想定する教育手法は、本稿が扱う教育活動との共通点が多いと言える。

もう一つは、田中の議論において、「倫理」という概念が重要な位置を占めているということである。「人にとって海（自然）とは何か」という問いに基づいた、「教育学（人間形成）的見地からの海洋教育の意味」として、田中は以下の四点を挙げる。「海（自然）は人がともに生きる『存在』である」、「海（自然）は人が享受する恩恵である」、「人は海（自然）に対し畏敬の念を抱きつつ働きかける」、「人は海（自然）を通じて人への倫理的態度を形成する」¹²⁾。田中によると、「海とともに生きる」ということは、「倫理的な姿勢」、「歴史的・文化的な態度」、「これからの日本人が体現していくべき普遍的な姿勢」、「日本人であるか否かにかかわらず、人類全体が体現すべき姿勢」、「人間の本来的な生の様態」である¹³⁾。つまり、「海とともに生きる」ということは、日本という個別の状況において考察されるべき事柄であるだけでなく、人類全般にも関わる事柄であると位置づけられている。このことは、環境倫理学における議論の問題設定として、グローバルな次元に焦点を合わせるのか、ローカルな次元に焦点を合わせるのかという、後述する論点に深く関わるものである。

第三章 環境倫理学の視点

1. グローバル型の議論

「海洋政策文化入門」における筆者の担当回の講義では、環境倫理学の議論を便宜的に「グローバル型」と「ローカル型」に分けて扱う。この分け方は実際には不正確であり、それぞれの中身は多様であるばかりか、一方の特徴が他方にも見られるといった共通性もあるだろう。そうした不正確な点については受講者にもあらかじめ説明した上で、講義を行っている。受講者の大半にとって、「環境倫理学」という領域を主眼的に学ぶのは、この講義が初めてである。そのような受講者に環境倫理学の基礎知識を提供することを目的に、「グローバル型」と「ローカル型」という区別を採用するのは、この簡略化した説明によって、主要な議論の特徴を理解しやすいと考えるからである。そこを出発点として、各自の興味や関心に応じて、より正確な知識の習得が図られることが期待される。以下では、「グローバル型」と「ローカル型」の環境倫理学の主要な理論とその論点を示す。もちろん、これらの理論及びその提唱者たちが展開した議論においては、環境倫理学の視点の海洋教育への適用の可能性が念頭に置かれていたわけではない。それゆえ、そこで挙げられている事例は必ずしも海洋に関わるものではないが、海洋教育の在り方を環境倫理学の視点との関連で検討するための手がかりになり得ると考える。

筆者が担当する上記の講義では、「グローバル型」の環境倫理学として、加藤尚武が『環境倫理学のすすめ』の冒頭で挙げた、「環境倫理学の三つの基本主張」とされるものを紹介している。すなわち、「自然の生存権 (rights of nature)」、「世代間倫理 (inter-generational ethics)」、「地球全体主義 (global totalitarianism)」の三つである。「自然の生存権」とは、「人間だけでなく、生物の種、生態系、景観などにも生存の権利がある」ということ、「世代間倫理」とは、「現在世代は、未来世代の生存可能性に対して責任がある」ということ、「地球全体主義」とは、「地球の生態系は開いた宇宙ではなく閉じた世界である」という認識に基づく地球規模での環境保護政策の必要性を説く主張である¹⁴⁾。これらを「グローバル型」と呼ぶ理由は、地球規模の共通課題としての環境問題という側面が強調されているからである。欧米の議論を背景として展開される環境倫理学が対象とするのは地球規模の問題であり、そのような倫理学が機能するかどうかは「国家性にたいして普遍的倫理性の自己主張の成否」次第であると、加藤は論じる¹⁵⁾。以下では、加藤が掲げる三つの論点の概要を記すことにしたい。

従来、「自然の生存権」という表現によって示されてきた事柄は、多様である。家畜の飼育環境や動物実験を議論の対象とする場合、そこでは個体の倫理的な扱いと

はどのようなものなのかということが主題となる¹⁶⁾。一方、絶滅危惧種の保護について論じる場合には、個体ではなく種が考察の対象となる。そうした違いにもかかわらず、これらの議論に共通しているのは、「人間中心主義」を問い直すという問題意識である。人間中心主義の発想は、「従来のさまざまな考え方の暗黙の前提になっているもので必ずしも自覚的に主張されているとはいえないが、これを明るみに出して問題にしなくてはならない」という¹⁷⁾。なぜ人間以外にも生存権が存在するのかということについての説明の仕方は、様々である。人間の役に立つか否かということとは関係なしに、自然には固有な価値があるという主張に基づく議論もあれば、知的能力を根拠にした議論もある。逆に、「自然の生存権」という発想そのものに懐疑的な議論や、人間以外は「権利」の主体になり得ないとする議論もある。

そうした多様な議論が展開されるようになった背景を、ロデリック・フレイザー・ナッシュ (Roderick Frazier Nash) は「権利概念の拡大」と表現した。これまでの歴史を振り返ると、民族主義、人種差別主義、性差別主義から人々は次第に解放されていったと、ナッシュは考える¹⁸⁾。それは、不当な扱いを受けてきた人々が、権利を獲得していく過程であった。そして、その延長上に、ついに人間以外にも権利の対象として認められるべきだとする議論が提起されるに至った。「自然の権利について、そして、この新しい抑圧されたマイノリティを解放する必要性について、1960年代に環境主義者が話しはじめたとき、彼らは『自由主義』という言葉・理念を使った」のであり、その結果、「旧来の自然保護思想は、斬新で急進的な環境主義思想へと変貌したのであった」¹⁹⁾。ただし、権利の対象とされる「自然」とは、一部の動物なのか、動物全般なのか、その他の生物も含まれるのか、生態系全般なのかということは、論者によって異なる。

第二の論点である「世代間倫理」に関しては、ハンス・ヨナス (Hans Jonas) による考察が、よく知られている。世代間倫理とは、「将来の人類の生存」ならびに「将来の人類の在り方」に対する義務を、現在世代が負っているということである²⁰⁾。つまり、子や孫だけでなく、まだ生まれていない人々も含む未来の世代との関係が、ここでは問われている。未来世代の権利は、権利や義務に関わる伝統的な議論とは性質が異なると、ヨナスは主張する。「伝統的な考え方は、相互性に基づいている。その考え方によれば、私の義務は他者の権利に私の側で呼応するものであり、他者の権利は、私の権利が他者へと投影されたものである」が、この場合、「権利を持つのは、権利要求を掲げるもの、すなわち、すでに存在しているものだけに限られる」²¹⁾。一方、未来世代は現時点では未だ存在していないので、相互性に基づく合意形成という手法は成り立たない。

なぜ、このような議論が現代社会では必要なのだろう

か。近代の自由民主主義社会は、同世代間の相互性を基礎としている。「封建主義的な決定システムから近代的決定システムへの転換とは、すなわち近代化とは、通時的決定システムから共時的決定システムへの転換であった」²²⁾。「通時的 (diachronic) 意思決定システム」とは、異なる世代間の関係を視野に入れたものであり、「共時的 (synchronic) 意思決定システム」とは、同世代間の合意に基づくものである。近代化に伴って、「人間の生活はより進歩して幸福になる」と信じられていた間は、相互性を基礎とした社会の運営は自明なものであり得た。「ところが、環境を不可逆に汚染し、有限な資源を使い果たすという現代文化のもつ体質は、近代人の考えた『進歩』という歴史像が絵に描いた餅にすぎないことを告げている」²³⁾。その結果、現在世代だけでなく未来世代も考慮に入れた、通時的な視点を再び導入しなければならないと考えられるようになった。

空間や資源の有限性という論点は、「地球全体主義」にも関わるものである。これは、「宇宙船倫理 (spaceship ethics)」と呼ばれるものを背景として成立した。従来は、富に満ちたフロンティアが新たに発見され得ると想定されてきたが、資源が有限であることが明らかになった結果、新しい倫理システムが必要であるという認識に至った²⁴⁾。そのことを説明するために、地球を「宇宙船」に、人類も含む地球上の生物をその「乗組員」にたとえた議論が展開された。乗組員には、宇宙船の維持と管理に関わる責任が求められる。生殖、経済成長、地球資源の使用を抑制するという倫理的な責任を人々が受け入れるならば、有限な宇宙船において致命的な事態をもたらしかねない危険な膨張を防ぐことに役立つだろう²⁵⁾。その意味で、倫理とは、宇宙船の乗組員の操縦マニュアルとして機能するものである。

このような宇宙船倫理の議論をさらに発展させて、個人や国家の自由と全体的な規制との関係を主要な論点として成立したのが、地球全体主義である。「他者への危害が生み出されない限り、個人は自由だ」、「すべての人に無限に増大する欲望の充足の機会を与える」といった、自由や平等に関わる主張は、無限の空間という想定を必要とする²⁶⁾。しかし、地球規模の環境問題に直面することで、空間も資源も有限であることが明らかになった。その結果、個人や国家の自由を無批判に承認することは不可能となり、それらに一定の制限をかけなければならなくなった。これは、「国家ではなくて地球こそが、すべての価値判断に優先して尊重されなければならない」ということである²⁷⁾。国家に制限をかける時、個人の自由はどのようになるのだろうか。19世紀には、「国家は個人に先行するという国家全体主義が主張された。国家が領土を拡張しなければ個人に欲望の拡張はできない。個人の自由と国家の拡張とは連動していた」²⁸⁾。一方、地球全体主義は、国家全体主義とは異なるという。そこで

は、全体規制と個人の自由を両立させることが課題であり、「内側に自由を外側に制限を」、「個人に自由を国家に制限を」と表現される²⁹⁾。

「自然の生存権」、「世代間倫理」、「地球全体主義」という「環境倫理学の三つの基本主張」は、いずれも欧米での議論を前提としたものである。そして、それらの議論は地球規模の環境問題を主な対象として、特定の地域や国家ではなく地球全体に適用されるべきものであることが想定されている。これらの主張が世界中で共有されることが、地球規模の問題への取り組みには不可欠であると考えられている。その意味で、「グローバル型」と呼んでも差し支えないだろう。もちろん、これらの三つの論点について、それぞれの地域で直面している諸課題との関連で、すなわち、ローカルな次元に焦点を合わせて論じることは可能である。実際、そのような議論も展開されてきた。しかし、「海洋政策文化入門」における筆者の担当回の講義では、環境倫理学の基礎知識を受講者に提供することが目的であるため、これらの論点が提起された元々の文脈に限定して、「グローバル型」として紹介している。

2. ローカル型の議論

次に、「グローバル型」と対比して「ローカル型」と表現される環境倫理学の主要な論点を挙げる。「ローカル型」は、以下の三つの項目から成る。「環境持続性 (environmental sustainability)」、「社会的公正 (social equity)」、「存在の豊かさ (ontological richness)」である。これらは、井上有一がエコロジカルな未来の「三つの課題」として掲げたものである。「環境持続性」とは「人間社会が自然環境に対して持続可能な非破壊的關係を築くこと」、「社会的公正」とは「人間と人間とのあいだに支配や搾取といった関係のない公正な社会を築くこと」、「存在の豊かさ」とは「私たち一人ひとりの人間がそれぞれ取り巻く世界とのあいだに自分自身納得のできる生の豊かさを実現していける条件を整えること」と定義されている³⁰⁾。これらの概念は、環境教育の実践の場面で、また、従来の環境教育の在り方を問い直す場面で特に重要なものであると、井上は考える。「環境教育には、現状に対する批判的な視点、問題解決への主体的関与、そしてこの状況にふさわしいオルタナティブとしての(社会の主流とは異なる)ものの方や考え方、そして価値観の醸成が求められるのである」³¹⁾。

ただし、井上の議論では、社会の変革につながり得る、各地域での取り組みなどの重要性についての言及はあるが、これらの三つの項目は、ローカル型の分析を主たる目的として掲げられているわけではない。また、特に「環境持続性」や「社会的公正」は、地域や国を越えて実現が図られるべき、「グローバル型」の目標として位置

づけることが適切であるという見方もあるかもしれない。こうした点を理解しつつ、ここではこれらをあえて「ローカル型」に分類した。「三つの課題」をローカルな次元での取り組みに焦点を合わせて論じることについては、先行研究も存在する。「環境持続性」は「自然的環境」に、「社会的公正」は「社会的環境」に、「存在の豊かさ」は「精神的環境」に主に関わる概念であると、鬼頭秀一は論じる³²⁾。それぞれの地域の個別的な場面で生じる問題は、一般論で片づくものではないことが多い。むしろ、ある地域に生きる人々にとっての「自然的環境」、「社会的環境」、「精神的環境」に関わる問いは、その地域の個別性を分析し記述する作業を通じて、掘り下げることが可能になるものである。

また、当該地域の実態を明らかにするためには、これらのアプローチのいずれかだけでは不十分であろう。「自然的環境」、「社会的環境」、「精神的環境」という、それぞれの側面から多角的に捉えることが必要である。そして、「環境持続性」、「社会的公正」、「存在の豊かさ」は、三つの環境を分析し評価する作業の指標となる。三つの課題の達成状況を問うことは、地域の人々が、自分たちにとってより望ましいと思われる環境について議論し、その実現に向けて取り組む契機になり得る。以上のような理由から、「環境持続性」、「社会的公正」、「存在の豊かさ」という「三つの課題」をローカルな次元に位置づけることは、的外れではないと考える。もちろん、先述のように、「グローバル型」と「ローカル型」という区別は、「海洋政策文化入門」において筆者が担当する講義の論点を明確にするために、便宜的に採用したものである。井上は、「三つの課題」をローカルな次元に限定して掲げているわけではない。

ここまでの説明を前提として、「三つの課題」に関わる諸問題をローカルな次元において検討するために、鬼頭が「ローカルな環境倫理学」として提唱した「社会的リンク論 (social linkages theory)」の視点を参照する。この理論は、地域の社会・制度に関わる「社会的・経済的リンク (socio-economic linkages)」と、文化・価値に関わる「文化的・宗教的リンク (cultural-spiritual linkages)」の関係性を問うものである。二つのリンクの関係性を分析する際に鬼頭が注目するのは、地域の「生業 (subsistence)」である。それは、「自然から糧を得て、みずから再生産を繰り返し、自然のリスクをある程度受け入れつつもより大きなリスクを回避するべく生きてきたその生存のあり方」と定義されている³³⁾。「生業」と呼ばれる営みは多様であり、自然に対する働きかけの方法や程度も、それぞれで異なるだろう。しかし、そうした多様性にもかかわらず、そこには自然と人間との「関係」が存在する。また、生業の営みには、「自然に働きかけそこから糧を得て、再生産を繰り返していこうとする、経済人類学的行為も含めた、主として経済的で社会的制度にかかわる側

面と、精神的な思いや価値、その制度的表現としての文化的表象や宗教的儀礼にかかわる側面」がある³⁴⁾。前者が「社会的・経済的リンク」に、後者が「文化的・宗教的リンク」に相当する。

生業活動に見られる地域の自然と人々との関係は、近代化の過程で変化してきた。以下に引用するのは、鬼頭が白神山地の事例について述べた箇所であるが、他の多くの地域にも共通する傾向を記したものとして捉えることもできるだろう。「自然とのかかわりに関しては、その利用の仕方に関してもその保護の仕方に関しても、従来の伝統的なあり方を脱して『近代的』なあり方に変わってきている。特定の集落共同体のつながりや文化的伝承と密接な形で自然とかがわるという形態は、行政単位で対応していく制度の中で希薄化している。その意味で、今までかかわってきた特定の山の中で山菜を採ったりキノコを採ったりすることによって自然とかがわるという傾向は薄らいでいる」³⁵⁾。ここで鬼頭が言及している、伝統的な集落では、地域の自然資源の共同的な利用や管理が行われていた。そのような場所は、「入会地」あるいは「コモンズ (commons)」と呼ばれる。入会地での自然と人々との関係は、欧米の環境倫理学が論じてきた「人間中心主義」の是非には還元できないものである。「人間がそこを利用し、利用することによって自然の姿を変えてきたのは事実である。しかし代々の利用を大前提としてのこの行為は、利用者たちをそれら森や川や海の沿岸を守る番人ともしてきたわけであった」³⁶⁾。それは、まさに「自然的環境」の「環境持続性」をどのように実現し維持・管理するのかという課題であった。

一方、地域における自然と人々との関係は、経済的な側面だけではない。文化や価値に関わる「精神的環境」という側面、すなわち、「存在の豊かさ」も重要な論点である。この論点を検討する上で、松井健が提唱した「マイナー・サブシステンス (minor subsistence)」という概念に、鬼頭は注目する。それは、「集団にとって最重要とされている生業活動の蔭にありながら、それでもなお脈々と受け継がれてきている副次的ですらないような経済的意味しか与えられていない生業活動」である³⁷⁾。逆に、集団にとって重要な生業活動には経済的な意味が強いのであり、それゆえ生活を支えることが可能になっている。マイナー・サブシステンスの場合は、「たとえ消滅したところで、その集団にとっても、当の生計を共にする単位世帯にとっても、たいした経済的影響をおよぼさないにもかかわらず、当事者たちの意外なほどの情熱によって継承されてきた」³⁸⁾。その例として松井が挙げるのは、農業従事者による狩猟活動、漁撈活動、採集活動などである。これらに共通するのは、「比較的単純な技術水準にあつて、それゆえに、高度な技法が必要とされること」である³⁹⁾。つまり、自然との駆け引きや、技法上の習熟といった要素が豊富であると言える。

鬼頭は、このようなマイナー・サブシステムに含まれる「遊び」という要素に、その地域における自然と人々との精神的な関係を見出す。マイナー・サブシステムは経済性よりも精神性が強く、狭い意味での「生業」と「遊び」の中間的なものであるという意味で、「遊び仕事」と表現することもできるという⁴⁰⁾。それは、社会的・経済的リンクと文化的・宗教的リンクが、当該地域においてどのような関係にあるのかということ、顕著に示すものである。しかし、近代化が進み、市場経済が浸透していくにつれて、地域における自然と人々との関係は変化していく傾向にあった。それは、主たる生業活動だけでなく、マイナー・サブシステムにも影響を与える。「主要なサブシステムが、農民の現金収入への希求(あるいは、そうした希求を惹起する経済状況の全般的变化)によって、再組織化され効率化されると、それまで人びとのサブシステムを複合的に支えてきたマイナー・サブシステムは切り捨てられることになる。すべてが切り捨てられないまでも、ごく一部のものを残して、消滅することが多い」⁴¹⁾。入会地の衰退、それに伴う資源管理の仕組みの崩壊による環境破壊の進展なども、この傾向に拍車をかける。

ただし、近代化によって、人々の「精神的環境」としての「存在の豊かさ」が不要になるというわけではないだろう。そこでは、マイナー・サブシステムの位置づけが変化すると、松井は論じる。「マイナー・サブシステムは、経済的競争をくり広げる人びとにとって、リラクスの機会を提供したり、投機的な遊びとなるものであったりする」のであり、「以前の補助的サブシステムであったときには、かならずしも、多くの人びとの参加するものにはならない。『趣味のある』『好きな』人たちだけの参加するものになっていく傾向もあるだろう」⁴²⁾。また、マイナー・サブシステムとは言えないような各種の自然とのふれあい、例えば登山、屋上菜園、自然の写真撮影といった趣味の活動が主流を占めるようになることも、松井は示唆している。これらの場合、ふれあいの対象となる自然は、地域の身近なものとは限らないかもしれない。いずれにせよ、マイナー・サブシステムに相当するものを観察しがたい状況でも、人々にとって「存在の豊かさ」の重要性が失われたと即断すべきではないと言えるだろう。

他方で、近代化に伴う状況の変化は、「社会的公正」という「社会的環境」に関わる問題も引き起こし得る。「南北問題 (North-South Problem)」と呼ばれる、発展途上国と先進国との関係に見られる問題は、その代表的な例である。鬼頭は、この問題を社会的リンク論の視点から論じている。「機能が同じであればより安い材料を使う」という考え方は、林産物である「材」の機能だけに注目して森林との関係を捉えること、つまり、それ以外の精神的な部分を捨象して捉えることであると指摘する⁴³⁾。安

価な材料を先進国へ輸出するために、発展途上国の森林が搾取の対象となる場合、そこには「社会的公正」に関わる問題があると言える。逆に、発展途上国の森林の保護の重要性を、地域の人々の意向を十分に確認しないまま、先進国が強く主張することもある。炭酸ガスを吸収して酸素を供給する機能、未知の動植物の遺伝子資源といった人間中心主義的価値に基づいて主張される場合もあれば、美的なもの、原生自然といった人間中心主義批判の立場から主張される場合もあるが、いずれも地域の人々の生業とは無関係なものとして位置づけられている⁴⁴⁾。これらは、先進国の側の価値を前提とした主張であり、その地域の自然と人々との関係における社会的・経済的な側面についての視点が抜け落ちてしまいやすい。それは、地域の人々の生活という「社会的環境」が、考慮の対象になりがたいということである。

第四章 海洋教育への適用

1. 「海とともに生きる」ということ

以上において、環境倫理学の議論を「グローバル型」と「ローカル型」に分けて概説した。先に田中智志の論考を引用して定義した意味での海洋教育の場面で、これらをどのように活用し得るだろうか。それに対する一つの提案を行うための予備的な作業として、田中による海洋教育の定義のうち、倫理に関わる部分をもう少し詳しく見ておきたい。田中によると、「海とともに生きる」ということは、人間に共通する、「本来的」、「普遍的」とされる「倫理的な姿勢」であった。「『なぜ人は海とともに生きるのか』と問われるなら、さしあたり、その答えはないといわざるをえない。それは、『なぜ人は自然とともに生きるのか』という問いに答えがないのと、同じである。海との、自然との共生は、いわば人の命運である。それは、客観的に実証されるべきことでも、規範的に宣揚されるべきことでもなく、根本的事実として受け容れるべきことがらである」と田中は主張する⁴⁵⁾。そして、海との共生の倫理的基礎は、「享受の自然観」であるという。それは、「人為を超える贈りものとしての自然があり、人はその自然の恩恵に与って生きている」という考え方、自然に対する「畏敬・感謝の念」である⁴⁶⁾。

しかし、現代社会では「海とともに生きる」ということが必ずしも自明ではなくなっていると、田中は考える。その原因の一つは、「海を巨大な自然の浄化装置と見なす」ということであり、そのような海との関わり方は、海に対する畏敬の念を欠いているとされる⁴⁷⁾。もう一つは、「海をたんなる海洋資源とみなす」ということであり、そのようにのみ捉えることは、同様に海に対する畏敬の念を欠いたものであるという⁴⁸⁾。この主張は、先述した鬼頭秀一の表現を適用すれば、「社会的・経済的リンク」

に偏った視点への批判として捉えることができるだろう。一方、田中の言う「享受の自然観」、「畏敬・感謝の念」といった論点は、「文化的・宗教的リンク」に関わるものである。「享受の自然観」を育むには自然体験を通じた学習が重要であると、田中は主張する。そうした体験には「驚異の感覚 (sense of wonder)」が含まれており、それが科学知の形成に、さらに、「享受の自然観」の形成につながっていくという⁴⁹⁾。

一方、現代社会では、「享受の自然観」に代わって、「道具的な自然観」が広がっていると、田中は述べる。それは、「自然は経済的利益のために利用されるべき『用材』である」という考え方であり、海を「浄化装置」、「海洋資源」としてのみ捉える発想の前提である⁵⁰⁾。ここで田中は、鬼頭と同様に、近代化に伴う市場経済の浸透に着目する。「道具的な自然観」が優位になった背景には、二つの理由があるという。第一に、「自然の利用は、私たちにさまざまな経済的利益をもたらすが、享受の自然観は、私たちにはっきりとした経済的利益をもたらさない、ということ」、第二に、現代社会が「市場経済的な道具的思考に彩られていること」、つまり、『役に立たないこと』（無為性）ではなく『役に立つこと』（有用性）を重視するという、有用性志向の価値観である⁵¹⁾。しかし、このような状況下で、「享受の自然観」の意義が失われるわけではないという。「道具的な自然観」は、「人の本来的な生の様態」、「社会状況がどのように変わろうとも、おそらく変わらないもの」を看過しているが、それらは依然として重要であると、田中は論じる⁵²⁾。

以上のような田中の見解がどこまで妥当なのかということは、本稿の主たる検討課題ではないので、考察の対象としない。注目したいのは、田中が「海とともに生きる」ことを「本来的」、「普遍的」と形容し、その基礎に「享受の自然観」、「畏敬・感謝の念」といった文化や価値に関わるものを位置づけていることである。田中が指摘するように、近代化に伴って、市場経済や、それと結びついた価値観が優位を占めるようになってきたことは確かであろう。しかし、それらと対比されるものを、「根本的事実として受け容れるべきことがら」、「なぜ」と問われても「その答えはないといわざるをえない」と定義して、そこで議論を止めてしまっただけなのか疑問である。むしろ、その先に考えるべき重要な課題があるのではないか。田中の考察では、グローバルな次元とローカルな次元、そして両者の関係が必ずしも明確には問われていないため、これらの点に関わる議論が十分に展開されないままになっていると思われる。それは、「海とともに生きる」と田中が表現する事柄は、誰にとって、どのような意味を持つのかという問いである。

前章で見たように、環境倫理学における「グローバル型」の議論では、環境問題を地球規模の共通課題という形で一般化して捉える傾向にあるが、「ローカル型」の議

論では、それぞれの場面の個別性や多様性を重視する。この差異は、「なぜ自然を守るのか」という問いに、どのように答えるかということの違いとしても現れる。例えば、「なぜ里山を守るのか」という問いへの答えとして、「里山の自然が貴重だから」、「学術的な価値があるから」、「生物の多様性を保全するために必要だから」といったものがあり得るが、そこでの「貴重性」、「学術性」、「生物多様性」は普遍的な価値として捉えられたものであり、もしそれらに該当しなければ守らなくてよいのか⁵³⁾。これらの答え方では、その地域に生活する人々にとっての、身近な里山との関わりや、その個別性に由来する里山への思いなどが、考慮の対象になっていない。「たとえ、普遍的な形の価値がなくとも、あたりまえの自然として、『かけがえのない』自然としてとらえていることへの価値と、さまざまな地域に存在している干潟やブナ林を、貴重な自然という同じ基準で、つまり、他の自然と比較し考量することができると考えられている基準で評価するのは必然的にその意味が違っている」⁵⁴⁾。

同じことが、「海とともに生きる」ということにも当てはまるだろう。ある地域に生活する人々が身近な海との関係において「海とともに生きる」という場合、ある国家が周辺の海洋の保全や持続的利用を図ることにおいて「海とともに生きる」という場合、国際機関による地球規模の共通課題の設定において人類が「海とともに生きる」という場合を比較すると、それぞれの意味や文脈は全く異なる。田中の考察では、「海とともに生きる」ことは、日本人が、そして人類全体が体現していくべき「倫理的な姿勢」であるとされていた。その結果、地域規模、国家規模、地球規模といった、それぞれの規模での「海とともに生きる」ということの意味や文脈の違いについての確認や比較検討はなされていない。地域規模から地球規模に至るまでの連続性を無批判に議論の前提とするのではなく、「海とともに生きる」ということが、どのような意味で、どのような文脈で掲げられているのかという反省的な視点が、常に必要である。そのためには、「海とともに生きる」ことに関する様々な論点について、その位置づけや、それぞれの論点の相互の関係性を明らかにすることが求められる。環境倫理学の議論は、このような作業に不可欠となる視点を提供することを通じて、「海とともに生きる」ことに関わる問いを探究する海洋教育の実践に寄与し得るのではないだろうか。

2. 参照枠としての環境倫理学

以上に述べた問題意識を背景に、「海洋政策文化入門」における筆者の担当回の講義では、「グローバル型」と「ローカル型」の概要を説明する。それに続いて、館山における臨海実習での学習や経験を、この分類に即してどのように位置づけることができるのかということを示す。

例えば、漁協や漁港の見学との関連で論点になる捕鯨問題については、以下のように整理できるだろう。捕鯨を行う各種の条件を設定する国際的な取り決めが必要であるという主張は、グローバルな管理体制としての「地球全体主義」に関わる議論である。多くのクジラが棲息する豊かな海洋環境を次世代に残すべきだという主張は、「世代間倫理」に関係している。絶滅の危機に瀕している種を適切に保護しなければならないという主張は、「自然の生存権」に関わるものである。捕鯨の手段やクジラの解体が残酷であるという理由による動物愛護団体の批判は、個体レベルでの生存権の主張であると言える。一方、漁業で生計を立てている人々にとって、「環境持続性」という論点は、一般論ではなく、自分たちの生業活動との関連において問題となる。そして、特に捕鯨が人々の生活手段として必要な地域の場合は、伝統的な漁法やそれと結びついた生活形態の維持が、「社会的公正」に関わる論点として提起される。また、漁業には経済的な側面だけではなく、地域の文化や矜持といった側面もある。それは、生き物を捕獲するという行為や、それを仕事として生きることを通じた、自然との精神的なつながりという「存在の豊かさ」に関わるものである。

講義では、いくつかの事例に即して、環境倫理学の観点からの論点整理の可能性を受講者に提示する。その際に、「グローバル型」と「ローカル型」という区別は便宜的に導入したものであることを説明すると同時に、そのいずれかだけでは十分ではないということを強調している。例えば、鴨川シーワールドで展示されている生物については、その地域の自然と人々との関係という枠組みには入りにくい。絶滅危惧種の保護や繁殖を行う場としての水族館の役割という論点は、主にグローバルな次元に関わるものである。飼育方法や展示方法についての論点、すなわち、狭い空間で飼育したり芸を習得させたりすることの是非も、「ローカル型」の議論にはなりがたい。また、一つの事例に複数の論点が同時に現れていたり、それらが絡み合う中で事象が成立したりしていることも珍しくないゆえに、様々な観点から問題を捉える必要があることも、講義では繰り返し論じている。その一例が、磯観察やスノーケリングの実習である。これらの実習を通じて、マリンスポーツや野外活動での安全管理についての知識や技能の獲得が目指される。それに加えて、「環境持続性」という「自然的環境」に関わる生態学的な視点も学ぶ。さらに、「マイナー・サブシステム」や「遊び仕事」にも共通する部分がある、自然や生き物と接することを通じた精神的な充足感や感動といった、「精神的環境」における「存在の豊かさ」を体験的に学ぶ機会にもなり得る。

こうした例が示すように、どのような視点からのアプローチが有効なのかということや、それぞれの視点によって、何をどこまで明らかにできるのかということや、

一つ一つ検討することが重要である。あるいは、特定の視点からだけではなく、様々な視点から多角的にアプローチすることによって、議論を深めることが可能になる場合もある。それらのことを受講者が具体的に確認し実感する機会として、「海洋政策文化入門」における筆者の担当回の講義は機能し得ると考える。すなわち、環境倫理学の視点を参照して臨海実習での経験を振り返ることを通じて、各種の経験を総合的に把握したり、それぞれの経験を比較検討したりすることが可能になる。一つ一つの経験や学習内容について、個別に学びを深めることは重要だが、そのことに加えて、各種の経験の相互の関係、共通性、差異といったことをも考察の対象とするならば、さらに学びが深まるだろう。それらの作業によって、「海とともに生きる」とはどのようなことなのかということや、根本的に考える機会を持つことは、これから専門的な研究を開始する受講者に対して、一種の動機づけとしても作用するかもしれない。

上記のように環境倫理学の議論を教育の場面に適用することは、方法論的な観点から見た場合にはどのような意味を持つのか。この点について考える手がかりとして、環境倫理学が意思決定の場面で果たし得る役割に関する、鬼頭秀一による考察に注目したい。鬼頭が構想する「ローカルな環境倫理学」では、地域の個別性や多様性を重視する。ただし、地域の当事者の視点や権利が無条件に優先されるということになれば、あらゆる開発計画や、その結果としての環境破壊が正当化されてしまいかねない⁵⁹⁾。つまり、地域の人々の声を重視することは、環境を守ることに常につながるというわけではなく、開発を無批判に推進する役割をも果たし得る。逆に、地域の現状を不変なものとして位置づけて、それを称賛することにも問題がある。そうした議論は、地域の人々が近代化の中で生活を変化させていくことに対して否定的になり、外から制限をかけることになるかもしれない⁶⁰⁾。したがって、地域の個別性や多様性を、また、それらに対する地域の人々の認識を、変化し得るものとして捉えることが重要である。

地域の現状ならびに地域の人々の認識を固定的に捉える視点を、鬼頭は「静的 (static)」と形容する。一方、それらが変化し得ることを考慮に入れた視点は、「動的 (dynamic)」である。それは、「静的な意味での参加だけでなく、『学び』という視点も含めた合意形成を企図する」ものである⁶¹⁾。「学び (learning)」の過程を通じて、人々の認識や意思決定の方向性は常に変化していく可能性に開かれている。この「学び」は、どのように実践され得るのだろうか。地域の自然環境は、地元の人々には当たり前のものとしてしか認識されていないことが多いのであり、その限りでは、どの程度まで環境を守り、どの程度まで環境破壊を許容し得るかといった基準も立てにくい⁶²⁾。それゆえ、意思決定に関わる人々が「学び」を実

実践する過程では、自身が依拠してきた様々な前提を問い直し、地域の現状を他の地域と比較したりすることが求められる。その際に、「学び」を行うための手がかりとして参照できるものが重要な役割を果たすのであり、それこそが環境倫理学であると、鬼頭は論じる。

そのような環境倫理学は、意思決定の「参照枠 (frame of reference)」として機能する。それは、解を一義的に示すことはないが、参照枠自体は普遍性を指向する⁵⁹⁾。本稿で「グローバル型」に分類した欧米に由来する議論は、地球規模の共通課題への取り組みを前提として、その議論をあらゆる地域に適用することが可能であると考えられている場合が多い。それが、ここで「解を一義的に示す」と表現されている事態である。一方、地域の個別性や多様性を尊重することは、地域の人々の現状での認識や判断を無批判に承認することとは異なる。例えば、地域の環境をどれだけ守り、どれだけ開発するのかということを検討する場面では、「環境持続性」という概念が重要な意味を持つ。環境持続性は、地域を越えて共有されるべき理念である。ただし、その実現の方法や程度に関しては、地域の個別性や多様性を尊重することも可能だろう。こうして、地域の個別性や多様性の尊重と、地域を越えて理念を共有することの両立が実現し得る⁶⁰⁾。ただし、それぞれの地域の個別性や多様性は、動的なものとして位置づけられなければならない。すなわち、「環境持続性」という概念を参照しつつ、「学び」が行われることを通じて、自分たちの現状や諸前提を問い直し、今後の在り方を検討するということである。

「海洋政策文化入門」における筆者の担当回の講義で提示する環境倫理学の視点も、このような「参照枠」としての機能を想定したものである。臨海実習における様々な学習や体験の場面で、「海とともに生きる」ということが、どのような意味で、どのような文脈において問われているのかということ、多角的に検討するための参照枠として、環境倫理学の視点が受講者に示される。もちろん、それを今後の研究活動の中で活用するか否かということは、それぞれの受講者の判断に委ねられる。しかし、臨海実習に関わる論点を環境倫理学の視点から整理することを通じて、動的な認識の在り方や、その条件となる「学び」の重要性が受講者に伝わるならば、そのこと自体が初年次教育として意義深いのではないかと考える。なぜなら、受講者がこれから自身の専門とする研究領域は様々であるとしても、各領域で「海とともに生きる」ことに関わる課題に取り組む際に、この講義で伝えようとしていることは重要な意味を持つと思われるからである。すなわち、「海とともに生きる」ということの意味と文脈をそのつど確認し、それぞれの場面的に捉えることのできる視点を採用すると共に、その視点をも批判的に再検討していくことの重要性である。

第五章 おわりに

本稿を閉じるに当たって、これまでに検討してきた事柄の暫定的な総括を図りたい。それに相当するのは、「海洋政策文化入門」における筆者の担当回の講義の終盤の内容である。そこでは、「グローバル型」と「ローカル型」という分け方が、受講者の理解の促進を目的として採用した便宜的なものであることに、再度言及する。同時に、環境倫理学の議論を用いて諸問題を検討する際には、どちらか一方だけでは全体像を十分に捉えられない場合があることも、再確認する。原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散は、その一例だろう。ある地域で事故が発生し、その責任の所在が問われるという点ではローカルな問題だが、国境を越えて被害が及ぶという点ではグローバルな問題である。こうした問題を扱うには、グローバルな視点とローカルな視点の両方、さらには両者の関係についての視点が求められる⁶¹⁾。

このこととの関連で言及しておきたいのは、海洋政策文化学科が学科のパンフレット等で使用しているキャッチフレーズ「海・人・社会の多様なつながりをグローバルに考える」である。「グローバル (global)」は、「グローバル」と「ローカル」の合成語であるが、上記のような問題の性質は、まさにグローバルであると言える。そこで、講義の最後に「グローバル」という言葉を紹介して、グローバルな問題にどのように取り組めばよいのかということ、これからの研生活を通じて考えてほしい一つの課題として、受講者に提示する。この課題に取り組むためには、「海とともに生きる」ことが、地域規模、国家規模、地球規模での課題となる際に、それぞれの規模での議論の意味と文脈、そしてそれら相互の関係性を問うことが不可欠であろう。そうした意味で、この講義で環境倫理学に依拠して示そうとしていることは、「海とともに生きる」ことに関わる問いを、受講者がそれぞれの研究領域で深めていくための基礎的な視点の一つになり得ると考える。それを出発点として、自身がこれから専門的に学ぶ各種の研究領域にて、それぞれの方法で、また、自身とは専門を異にする人々との共働を通じて、この課題に取り組むことが期待される。

そして、環境倫理学は、大学での海洋教育の在り方を再検討するための一つの視点としての役割も果たし得ると考える。つまり、海洋教育の基礎としてどのような思想を位置づけるべきなのか、教育の実践において考慮すべき課題とはどのようなものであるか、グローバルな次元とローカルな次元の関係をどのように位置づければよいのかといったことについて、教育に携わる人々が活用することのできる「参照枠」として、環境倫理学が機能するということである。ただし、参照枠が有効に機能するには、教育を行う当人の認識が動的であることが求められる。自らが採用する手法やその背景にある考え方を

自明な前提とするのではなく、それらを自ら批判的に問い直す作業の継続が、教育をより豊かなものにつなげるはずである。したがって、環境倫理学の視点を活用した海洋教育においては、受講者に自己批判的な認識の意義を伝える教育者本人にも、そのような認識の実践が不可欠であると言えるだろう。

注

- 1) 鬼頭秀一『自然保護を問いなおす——環境倫理とネットワーク』ちくま新書、1996年、34頁。
- 2) 加藤尚武『応用倫理学のすすめ』丸善ライブラリー、1994年、182頁。
- 3) 鬼頭秀一『自然保護を問いなおす』、34頁。
- 4) リン・ホワイト・ジュニア (Lynn White Jr.) は、ユダヤ・キリスト教の人間中心主義が、現代の科学技術の発展やそれに伴って生じた深刻な環境破壊の思想的源泉であると批判した。ユダヤ・キリスト教の『旧約聖書』の「創世記」などに見られる記述は、「人と自然の二元論をうちたてただけではなく、人が自分のために自然を搾取することが神の意志であると主張したのだった」(White, Lynn, Jr. “The Historical Roots of Our Ecologic Crisis,” *Science*, 3767, 1967, p.1205. [青木靖三 (訳) 『機械と神——生態学的危機の歴史的根源』みすず書房、1999年、88頁。])。この見解をめぐって、多くの議論が展開されてきた。
- 5) 加藤尚武『環境倫理学のすすめ』丸善ライブラリー、1991年、11頁。
- 6) 鬼頭秀一「環境思想はグローバルからローカルへ、再び」、『新環境学がわかる。』朝日新聞社、1999年、15頁。
- 7) 田中智志「海洋教育の哲学——海のプロファンド・アクティブラーニングへ」、東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センター (編) 『海洋教育のカリキュラムと開発——研究と実践』日本教育新聞社、2015年、4頁。これに類する定義は、他の論者たちにも見られる。田中がセンター長である東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センターにおいて、以前にセンター長を務めていた佐藤学らを中心に、海洋政策研究財団 (「海洋政策研究所」に改称) が刊行した報告書『21世紀の海洋教育に関するグランドデザイン』は、その一例である。そこでは、「学校教育における海洋教育のコンセプト」として、「海に親しむ」、「海を知る」、「海を守る」、「海を利用する」という項目が挙げられ、それらの中心に「海との共生」が位置づけられている (海洋政策研究財団『21世紀の海洋教育に関するグランドデザイン (高等学校編)——海洋教育におけるコンピテンシーと内容領域、及び学習事例』海洋政策研究財団、2011年、6頁)。
- 8) 田中智志「海洋教育の哲学」、4頁。
- 9) 同上。上に挙げた報告書『21世紀の海洋教育に関するグランドデザイン』は、まさにそのような適用の実践として展開されてきた。この報告書は、「小学校編」と「中学校編」が先に刊行された。それらの成果に基づいて刊行されたのが、「高等学校編」である。そこにおいては、海洋教育が重要であるのは初等・中等教育のみではないことが示されている。また、報告書の刊行に先立って行われた、佐藤を中心とする「初等教育における海洋教育の普及推進に関する研究委員会」による海洋教育についての提言は、「小学校教育のみならず、中学校や高等学校、あるいは大学教育にも適用できる」と述べられている (海洋政策研究財団『21世紀の海洋教育に関するグランドデザイン (高等学校編)』、5頁)。
- 10) 田中智志「海洋教育の哲学」、11頁。
- 11) 同上。
- 12) 同上、4頁。
- 13) 同上、5頁。
- 14) 加藤尚武『環境倫理学のすすめ』、vi頁。
- 15) 加藤尚武「日本倫理学会のための三つのエッセイ」、京都大学文学研究科倫理学研究室「加藤尚武のホームページ」、1999年。
<http://www.ethics.bun.kyoto-u.ac.jp/kato/3essays.html> (2014年6月13日 閲覧)
- 16) このような議論を「環境倫理学」に含めることは、妥当ではないという指摘もある。「『生命』に対する人間のあり方に関する規範」をめぐる議論であるという点で「生命倫理学 (bioethics)」なのであり、これが「環境倫理学」と見なされ得るには、「『生命』というものが、『環境』のなかに位置づけられなければならない」(鬼頭秀一「環境倫理の現在——二項対立図式を超えて」、鬼頭秀一/福永真弓 (編) 『環境倫理学』東京大学出版会、2009年、7頁)。
- 17) 加藤尚武『環境倫理学のすすめ』、2頁。
- 18) Nash, Roderick Frazier. *The Rights of Nature: A History of Environmental Ethics*, The University of Wisconsin Press, 1989, p.5. [松野弘 (訳) 『自然の権利——環境倫理の文明史』ミネルヴァ書房、2011年、5-6頁。]
- 19) *Ibid.*, p.10. [同上、13頁。] 邦訳の一部を改めた。
- 20) Jonas, Hans. *Das Prinzip Verantwortung*, Suhrkamp, 2003, S.86. [加藤尚武 (監訳) 『責任という原理——科学技術文明のための倫理学の試み (新装版)』東信堂、2010年、71頁。]
- 21) *ibid.*, S.84. [同上、69頁。]
- 22) 加藤尚武『環境倫理学のすすめ』、5頁。「例えば武家社会などの世襲制の社会は、親子の数が同一であるという人口定常状態で最適になるシステムである。このような社会では、人口の増大という事態に対処することはできない。通時的システムから共時的システムへの転換はほとんど避けられなかった」が、「この古いシステムを捨てたとき、同時に現在世代の未来世代への犯罪をチェックするシステムも捨ててしまった」(同上、6頁)。
- 23) 同上、23頁。
- 24) Shrader-Frechette, K. S. “Spaceship Ethics,” Shrader-Frechette, K. S. (ed.) *Environmental Ethics* (2nd edition), The Bookwood Press, 1991, p.46. [京都生命倫理研究会 (訳) 「宇宙船倫理」、『環境の倫理 (上)』、晃洋書房、1993年、84頁。]

- 25) *Ibid.*, p.47. [同上、86頁。]
- 26) 加藤尚武『環境倫理学のすすめ』、45頁。近代社会において個人の自由が尊重される条件は、「危害原則 (the harm principle)」と呼ばれる。それは、「身体であれ、生命であれ、自己の所有については、他者への危害を含まない限りで、たとえその決定が理性的に見て愚かしいものであろうと、対応能力 (判断能力+責任能力) のある個人の自己決定に委ねなければならない」というものである (同上、7頁。)
- 27) 同上、46頁。
- 28) 同上。
- 29) 同上、48頁。
- 30) 井上有一「環境教育の『底抜き』を凶る——『ラディカル』であることの意味」、井上有一／今村光章 (編)『環境教育学——社会的公正と存在の豊かさを求めて』法律文化社、2012年、11頁。
- 31) 同上、28頁。
- 32) 鬼頭秀一「環境倫理の現在」、15頁。
- 33) 同上、16頁。
- 34) 同上。
- 35) 鬼頭秀一『自然保護を問いなおす』、223頁。
- 36) 鳥越皓之『環境社会学——生活者の立場から考える』東京大学出版会、2004年、42頁。このような指摘を、本稿で「グローバル型」に分類した「世代間倫理」との関連で捉えることもできる。ただし、その場合、「世代間倫理」という概念は、欧米での議論の文脈とは異なり、ローカルな次元を分析し評価するものとして機能することになる。
- 37) 松井健『文化学 of 脱＝構築——琉球弧からの視座』榕樹書房、1998年、139頁。
- 38) 同上。
- 39) 同上、144頁。
- 40) 鬼頭秀一「環境倫理の現在」、19頁。厳密に言えば、「遊び仕事」は、松井が定義した意味での「マイナー・サブシステム」のような技法上の習熟を要する営みだけでなく、より「遊び」に近い営みも含む概念である。「それは『遊び』と『狭義の生業』の連続的なスペクトルの中に位置づけられ、「ワラビやゼンマイを採り、キイチゴをつまみ、イナゴをつかまえる」というような『遊び』も含む (鬼頭秀一『自然保護を問いなおす』、151頁。)
- 41) 松井健「マイナー・サブシステムと日常生活——あるいは、方法としてのマイナー・サブシステム論」、大塚柳太郎／篠原徹／松井健 (編)『生活世界からみる新たな人間—環境系』東京大学出版会、2004年、69頁。
- 42) 同上、70頁。
- 43) 鬼頭秀一「いのちと環境の『かけがえのなさ』と市場経済——生と死、性、環境がつきつけるもの」、内山節／大熊孝／鬼頭秀一／榛村純一 (編)『市場経済を組み替える』農山漁村文化協会、1999年、27頁。
- 44) 鬼頭秀一『自然保護を問いなおす』、138頁。
- 45) 田中智志「海洋教育の哲学」、5頁。
- 46) 同上、6頁。
- 47) 同上、5頁。
- 48) 同上。
- 49) 同上、8頁。
- 50) 同上、6-7頁。
- 51) 同上、7頁。
- 52) 同上。
- 53) 鬼頭秀一「いのちと環境の『かけがえのなさ』と市場経済」、42頁。
- 54) 同上、43頁。
- 55) 鬼頭秀一「環境運動／環境理念研究における『よそ者』論の射程——諫早湾と奄美大島の『自然の権利』訴訟の事例を中心に」、『環境社会学研究』第4号、1998年、48頁。
- 56) 鬼頭秀一「環境倫理における『地域』の問題を巡って——多元性と普遍性の狭間の中で」、『東北哲学会年報』第16号、2000年、67頁。
- 57) 同上、69頁。
- 58) 鬼頭秀一「環境運動／環境理念研究における『よそ者』論の射程」、53頁。
- 59) 鬼頭秀一「環境倫理における『地域』の問題を巡って」、69頁。この参照枠自体も、それを活用した実践に基づく考察や議論を通じて、有効性及び妥当性が不断に再検討され、刷新されていく可能性に開かれたものとして位置づけられるべきだろう。
- 60) 多様な解が容認される一方で、それぞれの解において共通に考慮されるべき理念として、ここでは「環境持続性」が設定されている。このような参照枠の機能を、鬼頭は「メタ・レベルの普遍性」と表現した (同上、68頁。)。メタ・レベルの理論とは、次のように定義されるものである。「かりに言語 L1 を研究し、分析し、記述しようとする場合、L1 についての研究の諸成果、つまり、L1 の使用上の諸規則、を定式化するために言語 L2 が必要となる。この場合 L1 を対象言語 (object language)、L2 をメタ言語 (metalinguage) とよぶ。L1 について、知られ、しかも L2 によって語られうるものの総体は L1 についての (L2 による) メタ理論 (metatheory) とよばれうるだろう」(Carnap, Rudolf. *Introduction to Semantics*, Harvard University Press, 1942, p.4. [遠藤弘 (訳)『意味論序説』紀伊國屋書店、1975年、14頁。])。
- 61) この点については、以下の拙稿で詳しく検討した。萩原優騎「ウルリッヒ・ベックのリスク社会論と普遍性／多元性の問題——再帰的近代化とグローバリゼーションについての問いを中心として」、『年報 科学・技術・社会』第24巻、2015年。萩原優騎「環境倫理学のグローバルな次元とローカルな次元の関係——ウルリッヒ・ベックの再帰的近代化論を参照して」、『共生科学』第9号、2018年。

環境倫理学の視点の海洋教育への適用可能性 —海洋政策文化学科における初年次教育を一事例として—

萩原優騎

(東京海洋大学学術研究院海洋政策文化学部門)

要旨： 本稿の目的は、環境倫理学の視点の環境教育への適用の可能性を検討することである。ヨーロッパの思想を基盤とする従来の環境倫理学は、地球規模の環境問題を解決するための価値観や意思決定手法に主に焦点を合わせている。反対に、日本の一部の環境倫理学者は、自然と人間との関係の多様性を重視する。社会的・経済的側面と文化的・宗教的側面に注目して、地域社会の特徴を分析するというものである。現代社会における環境問題の多くは「グローバル」であるゆえに、両方のアプローチが必要である。すなわち、グローバルな次元とローカルな次元が複雑に絡み合っている。こうした観点は、海洋教育においても重要となる。どのように海との共生を実現するかということの探究においては、グローバルな次元とローカルな次元に加えて、両者の関係も明確にしなければならない。これからの海洋教育の基礎となる思想や主要な課題について再検討するための参照枠として、環境倫理学の視点は機能し得る。

キーワード： 環境倫理学、海洋教育、グローバル、ローカル、学び、参照枠